

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	備蓄物資等整備事業	会計名称	一般会計		担当課	危機管理課	
		予算科目	2 款 1 項 13 目	事業番号	483	所属長名	新田亮仙
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	丸本竜士	
法令根拠等	伊予市地域防災計画				実施期間	【開始】	平成 25 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造					【終了】	平成 33 年度(予定)
	安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり						☐ 設定なし
総合計画における本事業の役割	大規模災害の備えた物資や資機材の備蓄と防災倉庫の整備						
事業の対象	市民（帰宅困難者の市外住民を含む）			事業の目的	水、食糧及び生活用品等災害備蓄の拡充強化並びに防災倉庫の整備を図る。		
事業の内容（整備内容）	水、食糧、毛布、歯ブラシ、おむつ及び簡易トイレ等災害備蓄の拡充強化を図るとともに保管施設として防災備蓄倉庫を整備し、来るべき災害に備える。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	—		

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
財源内訳	直接事業費	2,350	3,805	20,149	0	0	23,797	飲料水	リットル		1720	2081	2115	2115
	国庫支出金		0	0	0	0	0							
	県支出金		0	0	0	0	0	主食(アルファ米等)	食	3668	5468	6495	6495	
	地方債		0	21,100	0	0	21,100							
	その他		0	0	0	0	0							
一般財源		2,350	3,805	△ 951	0	0	2,697	副食(レトルト食品等)	食	5158	6958	8267	8267	
職員の人工（にんく）数		0.03	0.03				0.03							
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017							
※ 直接事業費＋人件費		2,593	4,046				24,038	毛布	枚	918	1108	1108	1108	
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		—								
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計			
						3,709	2,000	2,000	2,000	2,000	11,709			
成果指標	指標	「飲料水備蓄量／飲料水備蓄目標量25250×100」を成果指標とする。なお、参考としてアルファ米等主食類備蓄量及び缶詰等副食類備蓄量はともに9000食とする。				単位	⇒	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標	33年度	
	指標設定の考え方	飲料水及び食料の備蓄目標は、「愛媛県地震被害想定調査結果」に基づき、伊予市が定めた「備蓄物資整備計画」によるものとする。				%		目標	65.7	79.5	88.9	100		
						実績		68.1	70.4					
	指標で表せない効果		災害時の市民生活に必要な物資等の計画的な確保が図られる。備蓄物資及び資機材等の収容スペースの確保を目的に防災備蓄倉庫の建設に着手した。平成29年度に用地取得と設計を完了し、平成30年度の竣工の予定である。											

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		毛布の納入先が学校であることから、物資全体の納入を夏休み期間中に統一して実施した。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	A	事業成果・工夫した点	事業の苦労した点・課題	概ね5年を目処にローリングストックを行い、継続可能な備蓄を行っている。 毛布は指定避難所に設置した防災倉庫に収納するよう進めている。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が	B				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4	合計点が	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3						
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	5	合計点が	S	事業の方向性	所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） 大規模災害発生時の被災住民等の生活を確保するための食料及び生活必需品等の備蓄並びに業務継続のための職員用のトイレ・防寒用品等の備蓄は市の責務である。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	5						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	5						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4	合計点が	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 施策推進につなげていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4						

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		■	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
			平成29年度において防災備蓄倉庫用地の確保を終えており、早期に施設整備を進める必要がある。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	二次判定の内容を踏まえ見直すこと。
	☐	現状のまま継続する。	
	■	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	